

令和元年度事業報告書（概要版）

令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

1 消費者問題の調査，研究，被害防止，被害救済及び支援事業

（1）検討委員会の開催

令和2年度は，合計3回の検討委員会が開催され，情報提供があった事業者による不当な取引行為に対する是正申入れに向けた調査・検討を行いました。

検討委員会では，合計2事業者（いずれも新規案件）に対して是正申入れや照会を行い，うち1事業者から改善に取り組む旨の回答がありました。

上記2事業者の不当な取引行為の内容内訳は，景表法に違反する表示に関するものが1件，消費者契約法に抵触する違約金を定めるものが1件でした。

（2）活動委員会の開催

令和元年度は，合計1回の活動委員会を開催し，広報用ポスターの作製の企画・検討等を行いました。

*** 令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため，例年に比較して委員会の開催回数が少なくなっています。**

2 消費者問題に関する情報収集及び情報提供事業

令和2年度は，従来の消費者被害110番を廃止し，常設の受付窓口を設置のうえ，消費者被害情報の収集及び消費者被害相談受付を行いました。

3 消費者教育等の啓発活動事業

（1）消費者セミナー等の実施

令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため実施しませんでした。

（2）消費生活相談員向け学習会の実施

令和2年度は，長野市，松本市の2会場で，合計5回の消費生活相談員向け学習会・意見交換会が実施されました。

（3）市町村消費者行政担当者基礎研修

長野県から委託を受け，消費者関連法に関する市町村消費者行政担当者向け研修に講師を派遣しました。

（4）市町村相談員・サポーター向け研修

長野県から委託を受け，消費者関連法に関する市町村相談員・サポーター向け研修に講師を派遣しました。

4 不当約款・不当勧誘行為・不当表示及び不当な事業活動の差止請求その他の是正活動事業

(1) 事業者に対する是正申入れ等

前記1(1)記載のとおりです。

5 消費者政策に関する研究及び提言事業

令和2年度は実施していません。

6 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

(1) 適格消費者団体連絡協議会への参加

令和2年9月5日(土)及び令和3年3月13日(土)にWEB会議で開催された適格消費者団体連絡協議会に参加しました。

適格消費者団体連絡協議会は、年2回開催され、全国から特定適格消費者団体、適格消費者団体、適格消費者団体を目指す団体、消費者庁等の関係者が集まり、差止請求事例報告等の各団体の活動状況や、消費者被害及び消費者行政の近況、適格消費者団体の発展のための施策等について協議が行われます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のためWEB会議の方式での開催となりました。

(2) 他団体の視察訪問

令和2年8月28日、新潟県の消費生活ネットワーク新潟を視察訪問し、活動や運営について意見交換すると共に、適格認定に向けた情報提供を受けました。

7 その他この法人の目的を達成するための事業

(1) 適格消費者団体の認定取得に向けた活動

適格消費者団体の認定取得に向けた準備プロジェクトチームを立ち上げ、申請書類の作成等を進めました。

また、適格消費者団体の認定取得のために必要となる事務所の賃貸、物品購入等を行いました。

以 上